

「法人税の減税を、もっと人件費に当てた会社に絞るのは愚策
ですか？」

令和元年 5 月 22 日

●ともっちさんからの質問

こないだ高校の授業で内部留保金が増えているという話があったんですが、法人税の減税をもっと人件費に当てた会社に絞るのは愚策ですか？お願いいたします。

●西田昌司の答え

人件費を増やした会社の法人税を減税するという政策は今も行われていますが、大して効果がありません。人件費を増やしたければ法人税を上げる方が効果がありますし、これは税理士でもある私が肌で感じることです。

決算月が3月の会社の場合、2月にはどのくらいの利益が出るかがだいはいはわかります。かつては利益の6割近くを税金（法人税以外にも、事業税や住民税がかかります）として取られていましたし、利益が1億円あれば6千万円は払わなければなりません。「このままだと6千万円を税金として取られますが、どうしましょう」と社長さんに尋ねると、「そんなに取られるのであれば、5千万円をボーナスとして従業員に還元しよう」という答えが返ってくるものです。そうすると、税金は残りの5千万円の6割に当たる3千万円となり、3千万円の節税となります。（税金は安くなりますが、一時金が増えますので、トータルの支出は増えます。）

中小企業は大企業と比べて財政基盤が弱いために、大企業のように毎年ベースアップをするといったことはなかなかできません。たまに利益が出たら従業員に還元してあげたいと考える中小企業経営者は多くいますし、ト一

タルの支出が増えるとしても税金を払うくらいならボーナスを増やそうという判断を多くの経営者が下すでしょう。このように、法人税が高ければ従業員に還元される方向となるのです。

しかし、平成の時代に入ってから消費税が増税されるのと同時に法人税が減税されてきましたし、今や企業は利益の3割程度の税金しか払っていません。利益が1億円あっても税金は3千万円で済んでしまいますし、5千万円をボーナスとして従業員に還元したとしても節税額は1千5百万円にしかなりませんので、それなら従業員に還元せずに利益を貯め込もう、となるのです。このように、法人税を減税することで企業の内部留保がどんどんと貯まっていくのです。

昭和の時代は法人税が高かったので、従業員に還元しようとボーナスを増やす時代でした。1億円の利益から5千万円をボーナス、3千万円を税金で払うとなると、資金が足りずに借入れをして賄おうとしたものです。しかし、平成の時代に入ってから法人税がどんどんと減税されたために、企業は借入れをせずに負債を縮小する方向となりました。よって、いくら金利を下げようとも企業の借入れが増えませんが、金融政策が全く効かなくなっているのです。

法人税減税には以上に述べた問題点があることを是非ともご理解ください。

反訳：ウッキーさん

Copyright：週刊西田 <http://www.shukannishida.jp>